

## 日本の空港において難民としての庇護を求めた者に係る住居の確保等に関する事業について

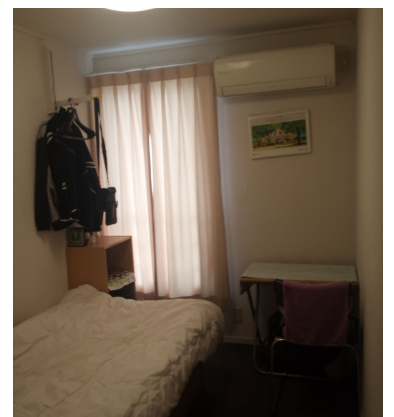
なんみんフォーラム（FRJ）、法務省、日本弁護士連合会が、2012年2月に締結した三者での覚書に基づき、同年4月からの2年間、「日本の空港において難民としての庇護を求めた者に係る住居の確保等に関する事業」をパイロット事業として開始。2014年以降も継続することに合意した。三者は、同事業にかかる協議を含めた難民問題に関する定期協議を行なうほか、難民認定申請者への情報提供として、空港や地方入管局に掲示するポスター（難民申請できることを伝えるもの）や難民申請相談案内のためのリーフレットも作成している。



措置対象	空港（羽田・成田・中部・関西）で難民該当性を主張する者のうち住居の確保が困難な者
仕組み	<ol style="list-style-type: none"> <li>FRJまたは入管庁いずれかから個別事案の照会がある。</li> <li>本人の面談等を経て、FRJが引受けが可能な場合は住居（シェルター）の確保を行い、入管庁がその者を一時庇護上陸許可、仮滞在許可、仮放免許可（本人の申請または職権）に付す。</li> <li>社会内へ措置された後は、FRJ加盟団体が法的支援や生活支援を行う。全国難民弁護団連絡会議を通じて弁護士の受任があり、日弁連の法律扶助が活用されている。</li> </ol>
生活保障	収入が得られない者については、外務省所管の保護費を申請する。シェルターに入居してから概ね半年～1年でアパート等へ転居する。健康保険や就労許可の有無は法的地位による。

### これまでの実績：37件/47名（2011年11月から2022年10月まで）

- 特に脆弱性が高いケース
  - 家族ケース3件/13名（母子のみの世帯や高齢者含む）
  - 親を伴わない未成年者3名
- 本措置を受けた者に係る難民認定申請の処分状況
  - 難民認定8件/13名
  - 人道配慮による在留許可7件/7名
- 本措置を受けた者で、その後所在不明となった者：無し
- 対象者の出身国：カメルーン、エジプト、ガーナ、ソマリア、シリア、ウガンダ、イエメンなど計17か国
- 対象となった者の許可の種類
  - 一時庇護上陸許可13件/13名
  - 仮滞在許可5件/5名
  - 仮放免許可19件/29名



写真：シェルター（イメージ）